

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	歯周病検診業務委託
委託業務場所	各委託医療機関
概要	大津市民で、年度内に 30 歳・35 歳・40 歳・45 歳の当該年齢に達する者及び妊婦に対し、検診を実施する。 ※検診内容、実施方法並びに事後指導については、市が作成する「歯周病検診マニュアル」による
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日まで
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約金額	1 件につき 3,668 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 〔名称〕 一般社団法人大津市歯科医師会
契約相手方の選定理由	該当事業は、市民が身近な歯科医療機関で検診を受けられる体制が必要であり、当該検診が実施可能なのは市内の歯科医療機関が加入する一般社団法人大津市歯科医師会のみであることから選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。